

# 福生市熊川地区護岸整備に伴う土壌調査について

～ 多摩川左岸 50.8 km付近（東京都福生市北田園地先）～

平成29年 11 月

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

## 1. はじめに

- ・ 京浜河川事務所では、まちを多摩川の洪水から守るため、福生市北田園地先（図1.1 参照）において護岸工事を予定しております。
- ・ 既往調査において廃棄物の埋設が確認されていることから、護岸工事を行うにあたり、土地の改変等を行うことが想定される範囲等を対象として土壌等の調査を実施します。（写真 1.1 参照）

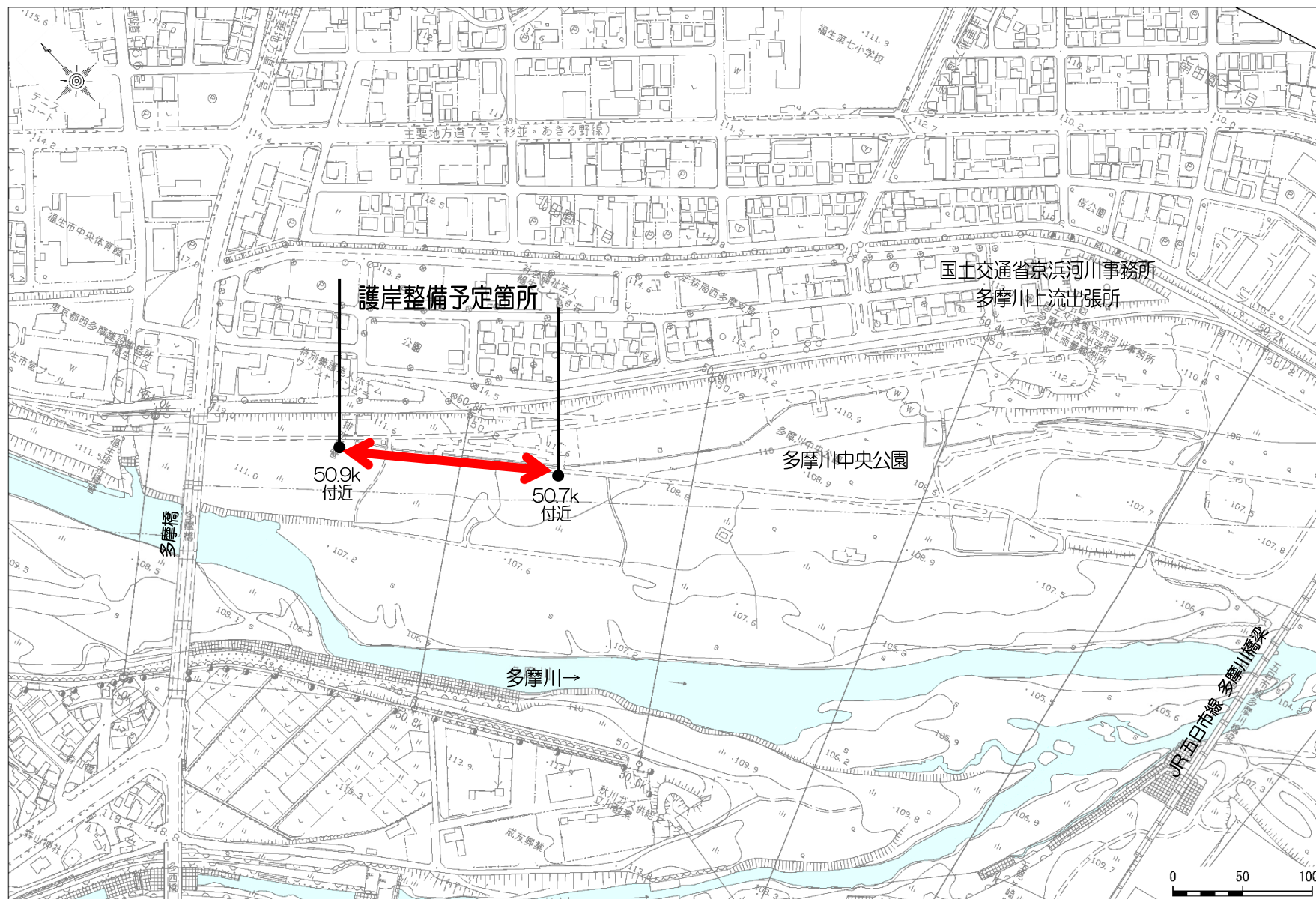


図1.1 護岸整備予定箇所（矢印区間）



写真1.1 調査範囲全景

## 2. 土壌等調査計画

- ・護岸の整備に向け、土地の改変等を行うことが想定される範囲（図2.1□範囲）を対象とし土壌等調査を今年度を実施します。
- ・福生市が占有している多摩川中央公園内等で資材置き場や搬入路として使用することが想定される範囲（図2.1□地点）については、福生市と調整した上で次年度以降に調査を実施する予定です。
- ・本調査では、既往調査で設定した区画（メッシュ）を使用し、工事の際に土地の改変等が想定される範囲を含む区画の中心付近で実施することを基本とします。
- ・今年度実施する調査を対象とした廃棄物および土壌、地下水の分析項目と方法の一覧を表 2.1 に示します。

表 2.1 分析項目と方法の一覧

分類	試験方法 分析項目	土壌			地下水
		廃棄物	土壌調査	溶出量試験 含有量試験	
揮発性有機化合物	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン <sup>※7</sup> 、1,4-ジオキサン <sup>※8</sup>	※1	※2	※3	※4
重金属等	カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 <sup>※7</sup> 、ほう素及びその化合物 <sup>※7</sup>				
農業等	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リン化合物				
—	ダイオキシン類	—	—	—	※5
—	油分（TPH濃度）	—	※6	—	—

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日 環境省告示第13号）」及び  
 ※1： 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年3月 環境省告示第80号）」により測定  
 ※2： 「土壌汚染対策法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法（平成15年 環境省告示第16号）」により測定  
 ※3： 「土壌汚染対策法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法（平成15年 環境省告示第18号）」により測定  
 ※4： 「土壌汚染対策法施行規則第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法（平成15年 環境省告示第19号）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年3月 環境省告示第80号）」により測定  
 ※5： 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月 環境庁告示第68号）」日本工業規格K0312に定める方法  
 ※6： 「油汚染対策ガイドライン」GC-FID法によるTPH試験法に準拠  
 ※7： 土壌にて測定  
 ※8： 廃棄物にて測定

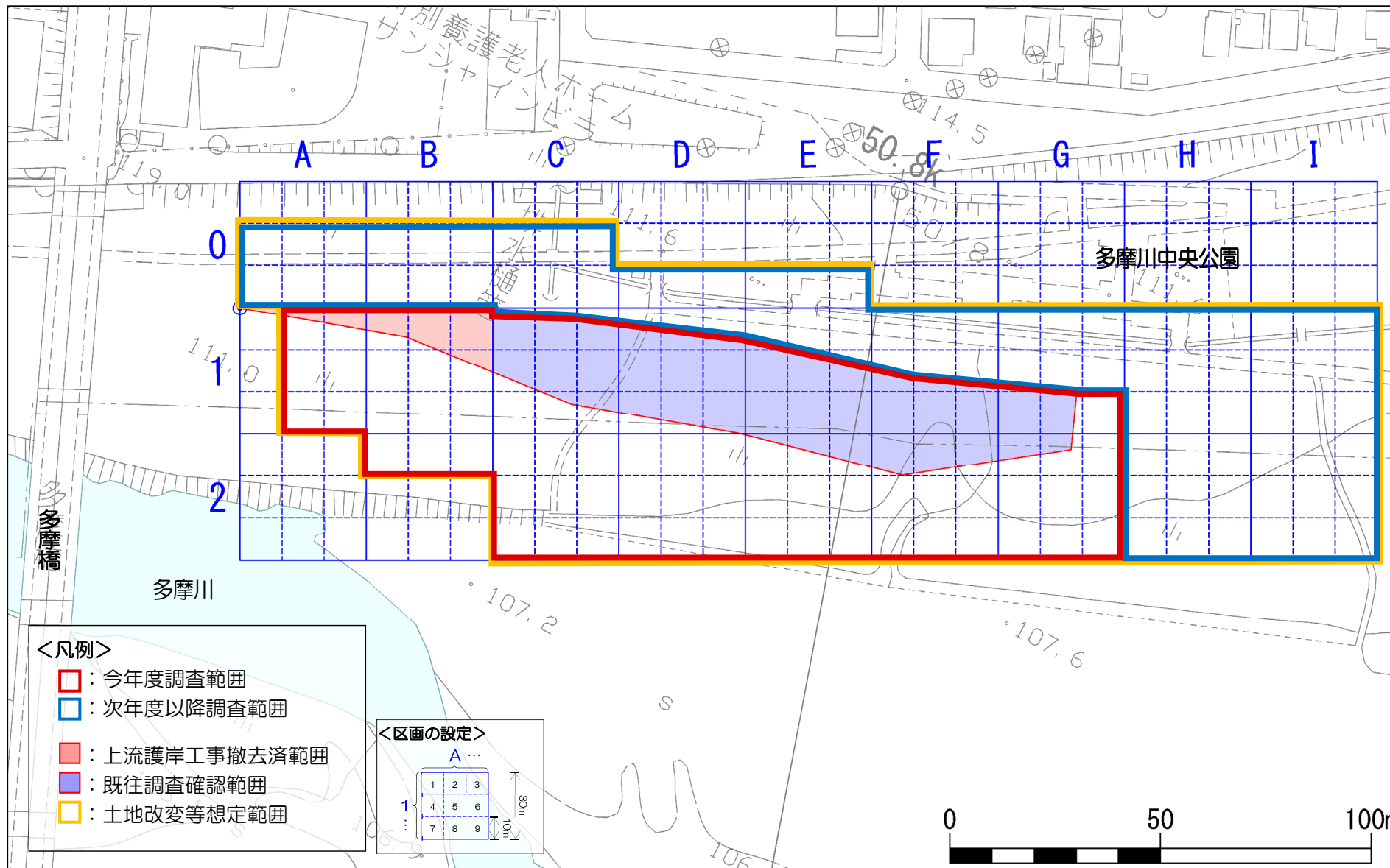


図 2.1 調査位置図